

矯正教育における「規範」

--SST 指導場面での葛藤状況をめぐって--

仲野由佳理（日本映画大学・非常勤講師）

1. 問題設定

本報告の目的は、少年院における SST 指導場面に現れる葛藤状況から、矯正教育における「規範」と更生の関係を明らかにすることである。

2014 年 6 月 4 日、改正少年院法及び少年鑑別所法が成立した。この改正少年院法は、矯正教育の目的を「矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させること」（改正少年院法第二三条一項）と規定しており、「犯罪的傾向を矯正」と同時に、「健全な心身を培わせ」ることによって、在院者の改善更生と円滑な社会復帰をはかる、それが主たる目的である（同法第一条）ことが見てとれる。

矯正教育は、限られた期間において、これらの達成を期待されるが、「犯罪的傾向を矯正すること」と「健全な心身を培わせ」ることは、その最終的な目標を「在院者の改善更生」と「円滑な社会復帰」に設定した場合、両立可能なのだろうか。少年の入院以前の社会生活は、様々な「問題」をはらんだものであり、出院後、少年の多くは、そうした「問題をはらんだ社会生活」の場に、再び帰住する。そこで直面する危機場面（トラブルにつながる可能性のある対応の難しい場面）に対して、「健全な」方法だけで対応策を考えれば、少年に対して「難易度の高い対応」を求めることになりかねない。

矯正教育が、現実的な水準において「少年の変容」をめざすならば、矯正教育が内在する「規範」（＝望ましき）は、何によって規定されるのだろうか。本報告では、具体的な指導場面に着目しつつ、そこで生じる「葛藤」と、矯正教育における

「規範」の構造について検討していきたい。

2. SST への着目

少年院における SST (Social Skills Training) は、2000 年以降、少年矯正の領域に急速に広まり、主に出院準備期に実践されている（現在は、施設ごとに柔軟に実施している）。矯正教育における SST は、出院後に想定される「危機場面」への対応能力を育成することを目的として導入された（伊藤ほか 2012）。少年達の「社会性」（社会における言動や考え方）を素材とし、少年それぞれに共有可能なテーマを取り上げる。本来、こうした「社会性」は、悪風感染を防止するという観点から、少年院内に「持ち込むべきではないもの」とされる。それを、限定的に「解除」し、「社会性」を取り込むことで具体的な場面の設定を可能とし、実践に活用する。その意味で、少年の社会での動向やこれから直面する困難に対しての考え方が、もっともよく表れる。

一方で、「少年院在院中」という意識は、少年達に「規範的な対応」を模索する雰囲気醸成する。それゆえ、SST の場は、少年院在院中に培われた「規範意識」と、少年が帰住する（様々な問題をはらんだ）「現実」との間で、実際にどのような選択が妥当であるのかをめぐって、職員・少年の葛藤が現れる場面でもある。上記の理由から、本報告では、以下で説明する 3 つの男女少年院における SST 参与観察のデータと、職員及び少年に対するインタビュー調査の結果を用いた分析を試みる。

3. 調査の概要

本調査は、「矯正教育における教育研究会」（研

究会代表・日本大学教授広田照幸)の調査の一環として実施された。2009年夏にA男子少年院におけるSST参与観察(長期処遇:中間期・出院準備期の少年を対象)及び教官1名・指導者1名・受講少年11名へのインタビュー調査、B女子少年院におけるSST参与観察(長期処遇:出院準備期の少年を対象)及び指導者1名・受講少年6名へのインタビュー、2013年に継続的にC女子少年院におけるSST参与観察(短期処遇及び長期処遇:全少年対象)及び指導者2名へのインタビュー調査、の3つである。なお、データ取得の方法、データの取り扱い・公開に関するルールについては、上記研究会と調査対象となった施設との間で取り交わした「ガイドライン」に則る。

4. 分析

4. 1 危機場面への対応をめぐる「葛藤」

矯正教育における、ある種の葛藤とは、例えば次のような場面である。【事例1】は、「遊んでいて自分だけが先に帰る」ときの対応をテーマとしたSSTを行った時のものである。ロールプレイを行った少年がスムーズには立ち去れなかったことについて、別の少年から「ちょっと嘘をつく」という対処法が提案された。また、【事例2】は、「かつて交流のあった先輩からの誘いを断る」という設定のロールプレイを行った場面である。ロールプレイを行った少年は「自分は変わった」(非行には関わらない)ということを正直に伝えるか迷っていたが、別の少年から、相手が男性ならば、正直に伝えることは、かえって対応を難しくするのではと指摘があった。それに対し、少年は「嘘ついていいんですか?」と指導者に問うた。

こうした少年たちの「とまどい」に対して、C女子少年院の指導者らは、極力「嘘」を回避して、「正直であること」の重要性に触れつつ、「本当のことを述べることで新たなトラブルに巻き込まれる可能性」(例えば、相手が逆上して暴力をふるう、在院経験が露見して就労・就学において困難に直面するなど)を指摘する。それゆえ、「本当のことを言わない」(＝「嘘をつく」)という行

為が、最終的にどのような価値に結びついたうえでの選択なのかを考えることが重要であるという。

4. 2 危機回避手段としての「嘘」

一方、少年たちにとっても「嘘をつく」という行為は、葛藤を引き起こす。少年へのインタビューでは、SSTでのロールプレイを振り返りながら、具体的な場面が指摘された。例えば、寝坊をしてしまい職場に遅刻の連絡をする際、「寝坊をした」という事実をいうか、異なる理由を述べるか。少年院在院期間の不在を問われた場合、正直に「少年院にいた」と言うか、異なる理由を述べるか。街中で、以前の不良仲間から遊びに誘われた際、正直に「もうつき合わない」とはっきりいうか、はっきりとは断らずにその場をやりすごすか、である。「正直に言う」という対処法を選択することは、「相手に信用してもらう」「嘘をつくのはいや」といった価値的に重要であると認識されており、いわば「価値合理的」な選択である。一方、正直に事実を述べることで、より難しくなる事態に対応できるかどうか、という困難を緩和するために、あるいは、正直であることによって生じる危機から自分を守ることも必要である。「円滑な社会復帰」を具体的な目的に設定すれば、「本当のことを言わない」(＝嘘をつく)のは、「目的合理的」な選択であるともいえる。

5. 矯正教育における「規範」

矯正教育における「規範」は、「改善更生」「円滑な社会復帰」「再非行・再犯防止」「健全な心身を培う」を具体的な目標に設定すれば、目的合理性と価値合理性のいずれも内包する。両者は矛盾なく共存するわけではなく、互いに、目標の達成を脅かす危険性をはらむ。それは、更生をめぐる少年のニーズをプログラムに反映することによって生じた「葛藤」でもあり、この「葛藤」こそが、社会的な要請に、その内容が強く規定される“矯正教育”における、「規範」の特徴といえるだろう。